

詰田川の類型指定見直しについて

1 類型指定見直しの基本的な考え方

環境基本法第16条第2項の規定により、類型指定は2以上の都道府県の区域にわたる水域については環境大臣が、それ以外の水域については都道府県知事が行う。

香川県内では、全河川及び東讃海域について香川県知事に指定権限がある（法定受託事務）。香川県では、これまで「類型指定見直しの基本的な考え方」を定め、事案ごとに県環境審議会生活環境部会の答申を受けた上で見直しを行っている。

2 令和元年度の見直し案

平成26年度から平成30年度までの詰田川の水質が見直しの基準に該当。

3 高松市の意見

年間測定値の75%値で基準達成の判定を行うため、5年間連続でCタイプの基準を達成していることに間違いはないが、各月で判断した場合に、平成26年度から平成30年度でCタイプの基準を達成できていない月が数か月ある。

また、CタイプにおけるBODで評価すると平成25年度は未達成となっている。本年度（平成31年度）においても上半期で2か月未達成となっていることから、下半期も同様の状態であった場合、年間通して未達成となる。

以上のことから安定してCタイプの基準を達成できているとは判断できないため、今回見直しは実施せず、経過観察をした上で見直しの検討を行いたい。

4 今回の取り扱い

以下の理由により、県環境審議会生活環境部会に報告し了解を得て、3年間経過監視した上で、再度議論することとする。

- ・環境基準は、維持されることが望ましい基準であり、一般的に行政の目標として取り扱われる。詰田川の集水範囲における常時監視及び事業場規制の権限を有する高松市が上位類型を満たす水質ではないと判断している段階では見直しは困難であると考える。
- ・「類型指定見直しの基本的な考え方」は原則を定めたもので、事案ごとに県環境審議会生活環境部会の答申を受けて決定しているなど、例外を認めないものではないこと。